税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉖〕相続・贈与税関係

暦年課税による生前贈与の加算対象期間等の見直しについて

Q．相続開始以前に被相続人から贈与を受けていた財産について税制が変更になったのでしょうか。

A．相続、遺贈(※1)や相続時精算課税に係る贈与（「相続等」といいます。）によって財産を取得した人が、被相続人から加算対象期間㈱に暦年課税に係る贈与によって取得した財産があるときは、その人の相続税の課税価格にその財産の贈与時の価額を加算します。

㈱　加算対象期間とは、相続税の課税価格に加算される暦年課税(※2)に係る贈与の対象期間をいいます。令和６年１月１日以後の暦年課税に係る贈与により取得した財産については、その加算対象期間が相続開始前７年以内となります。具体的な被相続人の相続開始日に応じた加算対象期間は、次の表のとおりです。

被相続人の相続開始日	加算対象期間
～令和８年12月31日	相続開始前３年以内（死亡の日からさかのぼって３年前の日から死亡の日までの間）
令和９年１月１日～令和12 年12月31日	令和６年１月１日から死亡の日までの間
令和13年１月１日～	相続開始前７年以内（死亡の日からさかのぼって７年前の日から死亡の日までの間）

なお、その加算された贈与財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されることになります。

【加算する贈与財産の範囲】

被相続人から生前に暦年課税に係る贈与によって取得した財産のうち加算対象期間内に贈与されたものです。加算対象期間内に贈与されたものであれば贈与税がかかったかどうかに関係なく加算します。

したがって、基礎控除額110万円以下の贈与財産や死亡した年に贈与されている財産の価額も加算することになります。

【加算しない贈与財産の範囲】

被相続人から生前に贈与された財産であっても、次の財産については加算する必要はありません。

⑴　贈与税の配偶者控除の適用を受けているまたは受けようとする財産のうち、その配偶者控除額に相当する金額
⑵　直系尊属(※3)から贈与を受けた住宅取得等資金のうち、非課税の適用を受けた金額
⑶　直系尊属から一括贈与を受けた教育資金のうち、非課税の適用を受けた金額
⑷　直系尊属から一括贈与を受けた結婚・子育て資金のうち、非課税の適用を受けた金額

【控除する贈与税額】

控除する贈与税額は、相続税の課税価格に加算された贈与財産に係る贈与税の税額です。ただし、加算税、延滞税、利子税の額は含まれません。

※１遺贈…遺言により財産を無償で譲ること。相手は相続人に限らない。
※２暦年課税…１年間に贈与を受けた財産の合計額を基に贈与税額の計算をするもの
※３直系尊属…父母、祖父母など自分より前の世代で一直線につながる親族。養父母も含まれる。

詳しくは国税庁タックスアンサー「No.4161　贈与財産の加算と税額控除(暦年課税)」を参照ください。

（税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）
（監修：関東信越税理士会　松本支部）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/